証券コード 3824 (発送日) 2025年8月8日 (電子提供措置の開始日) 2025年8月7日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号メディアファイブ株式会社代表取締役社長河野

## 第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.media5.co.jp/ (上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」 「株主総会関連書類」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所 (福証) のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト(上場会社情報サイト)

https://www.fse.or.jp/listed/search.php/

(上記の福証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「メディアファイブ」又は「コード」に当社証券コード「3824」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月27日 (水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 日** 時 2025年8月28日(木曜日)午前10時

2. 場 所 福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 3階 「ローズルーム」

(昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)

3. 目的事項

**報告事項** 第29期(2024年6月1日から2025年5月31日まで)事業報告及び 計算書類結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件

- 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名 を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する 書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び 福証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 事 業 報 告

(2024年6月1日から) (2025年5月31日まで)

#### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当社は、2024年12月2日付で連結子会社であった株式会社匠工房の全株式を譲渡したため、当事業年度より非連結決算に移行しております。(前期比につきましては、個別業績の比較数値を記載しております。)

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要により、国内景気は引き続き緩やかな回復傾向が継続しております。一方で、世界的な物価上昇、金融資本市場の変動、アメリカの政策動向等、経済活動に急激な影響を与える要因が払拭されておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する情報サービス業界においては、企業のDX(デジタルトランスフォーメーション)に対する投資需要は継続しており、社会全体としてIT活用の流れが一層増加し、慢性的にIT人材が不足している状況にあります。

このような環境の中、当社では、2024年3月に東京支店を銀座から秋葉原へ移転し、ITエンジニア育成研修の拡大を目指し、「アキバ・テックドリーム・アカデミー」を開校、未経験者や新規学卒者を積極的に採用し、育成に注力しております。また、技術力の向上、ワークライフバランスの向上を図ることで、優秀な人材の囲い込みを図っております。加えて子育て世代の両立支援をはじめ、誰もが働きやすい職場づくりの一環として「メディアファイブ保育園薬院」の運営も行っており、地域貢献度の向上にも寄与しております。

主要事業であるSES事業は、ITエンジニアの需要が高まっていることを背景として、新規取引先の獲得及び既存取引先における契約単価交渉を行ってまいりました。

ソリューション事業は、前事業年度に引き続き、安定的にシステム開発案件を受注しております。引き続き、中小企業のITを支援する「OFFICE DOCTOR」サービスを軸にワンストップ型ソリューション提案を推し進めております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,719,341千円(前事業年度は1,729,706千円)、売上総利益617,300千円(同627,006千円)、営業利益36,525千円(同9,400千円)、経常利益70,316千円(同4,732千円)、当期純利益59,429千円(同640千円)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。なお、当事業年度より非連結決算へ移行したことから、セグメント別の業績について、前事業年度との比較分析は行っておりません。

#### SES事業

主要事業であるSES事業は、高度IT人材の育成、技術力向上に注力するとともに、取引先への契約単価交渉や戦略的な配置転換を行ってまいりました。その結果、当事業年度における売上高は1,533,759千円、セグメント利益は349,225千円となりました。

#### ソリューション事業

ソリューション事業は、前事業年度に引き続き、中規模・小規模のシステム開発案件の受注、中小企業のITを支援する比較的ライトな「OFFICE DOCTOR」サービスの提供を安定的に行っております。また、今後の業容拡大を目指し営業活動に注力してまいりました。その結果、当事業年度における売上高は185,582千円、セグメント利益は44,327千円となりました。

#### ②設備投資の状況

当事業年度における当社の設備投資の総額は13,045千円であり、その主要な内容は、開発用サーバ機器等の購入2,725千円、社内ネットワーク用機器等の購入803千円、社内備品の購入268千円、社内利用ワークフローシステムの構築9,248千円であります。

## ③資金調達の状況 該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	X	分	第 26 期 (2022年5月期)	第 27 期 (2023年5月期)	第 28 期 (2024年5月期)	第 29 期 (当事業年度) (2025年5月期)
売	上	高(千円)	1, 630, 755	1, 645, 527	1, 729, 706	1, 719, 341
経	常利	益(千円)	20, 844	19, 253	4, 732	70, 316
当	期純利	益(千円)	22, 448	11, 568	640	59, 429
1 当	株当た期純利	(Ш)	23. 88	12. 31	0.68	63. 22
総	資	産(千円)	689, 852	648, 296	643, 323	700, 239
純	資	産(千円)	301, 764	313, 333	313, 974	373, 403
1 純	株 当 た 資	り 産(円)	321.03	333. 33	334. 02	397. 24

(注) 前事業年度までは連結計算書類での財産及び損益の状況を記載しておりましたが、当事業年度より非連結決算に移行したことから、当社単体の財産及び 損益の状況を記載しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 当社には親会社はありません。

## ②重要な子会社の状況

当社は、工事関連事業を営む連結子会社であった株式会社匠工房の全株式 を2024年12月2日付で譲渡しております。

これにより、当事業年度末において当社の重要な連結子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要事業であるSES事業を取り巻く情報サービス業界を全般的にながめますと、競争激化の傾向にあります。当社が優位性を確保するためには、以下のような課題に対処していく必要があると考えております。

#### ①人材の確保

当社の主要事業であるSES事業及びソリューション事業においては、技術の高度化やシステムの複雑化に対応できる優秀な人材の確保が必要であると認識しております。

当社は、このような課題に対処するために、採用の強化、教育の強化、優秀な人材の確保に努める方針を掲げております。採用の強化に関しましては、企業ブランドを確立し、マスメディアでの広告やホームページにおいて当社の特徴・強みや、適正な労務管理、キャリア育成の優位性などを積極的にアピールし、採用活動を行ってまいります。教育の強化に関しましては、ITエンジニアとしての技術的側面の教育及びサービスカ向上のための育成に注力してまいります。優秀な人材の確保に関しましては、更なる雇用条件の改善や実力主義かつ福利厚生の充実した給与体系の整備を行ってまいります。

また、2024年3月に東京支店を銀座から秋葉原へ移転し、人材確保・育成のための先行投資としてITエンジニア育成研修の拡大を目指し、「アキバ・テックドリーム・アカデミー」を開校、未経験者や新規学卒者を積極的に採用し、育成に注力しております。技術力の向上、ワークライフバランスの向上を図ることで、優秀な人材の囲い込みを図ってまいります。

## ②営業・採用地域の拡大

当社は、福岡地区と東京地区を中心に営業活動を行っておりますが、稼働しているITエンジニアの約32%が福岡県、約68%が東京都・神奈川県に集中しております。当社の主要事業であるSES事業の顧客となり得る企業が東京都・神奈川県に集中しており、今後、東京地区での営業活動がより重要となってくると考えております。

当社は、このような課題に対処するために、首都圏を中心とした営業活動をより強化しております。今後も東京地区への人員配置を推進することにより、更なる業容の拡大に努めてまいりたいと考えております。

## ③プロジェクト管理の強化

当社のソリューション事業の中でも受託開発案件においては、顧客の要求する品質・性能のソフトウエアを定められた期日に納める必要があるため、生産工程の非効率化や工程遅延により、プロジェクト(案件)の採算性が悪化する可能性があると認識しております。

当社は、このような課題に対処するために、過去の失敗事例やノウハウを蓄積したマニュアルの閲覧・徹底、見積りの精度向上、進捗会議の開催頻度

の増加等により、プロジェクト管理の強化に取り組んでいく方針であります。

#### ④採算性の高い案件の獲得

当社のソリューション事業の中でも受託開発案件においては、上記③の採算性悪化リスクはあるものの、社内での生産性を高めることで、高い利益率を確保できる可能性があるだけでなく、プロジェクトリーダークラスのITエンジニア育成及びITエンジニアの帰属意識の醸成に良好な影響を与えると考えております。したがって、今後の企業価値向上のためには、受託開発案件も積極的に取り込んでいく必要があると認識しております。

当社は、このような課題に対処するために、受託開発案件の獲得及び「OFFICE DOCTOR」サービスの推進に力を注ぐため営業力の強化を行うとともに、ITエンジニアの技術力・サービス力・営業力をさらに高めていきたいと考えております。

#### (5) 主要な事業内容(2025年5月31日現在)

当社の各セグメントに係る主な事業内容は、概ね次のとおりであります。

#### SES事業

SES事業は、プログラマ、システムエンジニア等のITエンジニアを顧客へ提供し、業務支援を行う事業です。主な対象業務はプログラム製造業務、ネットワーク構築及び保守・運用業務等であります。対象システムは多岐にわたる業務用システムを中心とし、使用する開発言語も多種多様であります。また、東京地区を中心に大規模な基幹システムの運用・サポート業務を行っております。受注形態は「役務提供契約」、労働者派遣法(許可・指定番号:派40-01-0197)に基づく「人材派遣契約」があります。

## ②ソリューション事業

ソリューション事業は、顧客が要求するシステムについて、ソフトウエア開発を受託する事業と、「OFFICE DOCTOR」をはじめとする保守・運用サービスの提供及びサーバの提供等です。ソフトウエア開発の対象システムはWeb系の各種ネットワークシステム、業務系アプリケーションシステム、Webサイト制作等で、開発言語はJavaやPHP等顧客ニーズに合わせた言語が主流であります。ソフトウエア開発の受注形態は、顧客から提示される仕様書に従ってソフトウエアを開発し納品する一括請負契約であり、保守・運用サービス提供及びサーバ提供の受注形態は保守・製品販売契約であります。

## (6) 主要な事業所(2025年5月31日現在)

事業所				所在地
本			社	福岡県福岡市中央区
東	京	支	店	東京都千代田区
保	保 育 園		園	福岡県福岡市中央区

(注) 当社は2024年12月2日付で連結子会社であった株式会社匠工房の全株式を譲渡いたしました。

### (7) 使用人の状況 (2025年5月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数	l
23	35 (	1) 名	<u></u>	△4 (一)名		32	. 7歳		6.7年	1

セグメントの名称	使 用 人 数	前事業年度末比増減
SES事業	191 (一) 名	△8 (△1)名
ソリューション事業	9 (一) 名	- (-)名
報告セグメント計	200 (一) 名	△8 (△1)名
全社 (共通)	35(1)名	4 (1)名
合計	235(1)名	△4 (一)名

<sup>(</sup>注) 使用人数は就業人員であり、契約社員数は、年間の平均人員を( ) 外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	106, 320千円

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年12月2日付で連結子会社であった株式会社匠工房の全株式を譲渡したため、当事業年度末において当社の連結子会社を有しておりません。

## **2**. 株式の状況 (2025年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式の総数 986,000株(自己株式46,000株を含む。)

(3) 株主数 481名

(4) 大株主上位10名

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
上野	英理也			228, 600	朱			24. 32	2%
メディ	ィアファイブ社員持株会			116, 700				12. 4	1
株式会	会社開心社			58, 900				6. 27	7
秀島	正博			46, 100				4. 90	)
山本	大助			45,000				4. 79	9
稲田	清崇			42,600				4. 53	3
村山	孝			38, 200				4.06	3
篠田	明男			25, 700				2. 73	3
山崎	俊			18, 300				1. 9	5
中須	龍二			15, 000				1.60	)

- (注) 1. 当社は、自己株式46,000株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2025年5月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	上 野	英理也	
代表取締役社長	河 野	活	
取 締 役	岡	崇 史	株式会社Kアライアンス・ジャパン代表取締役社長
取 締 役	桝本	美 穂	桝本法律事務所代表者 メディア総研株式会社社外監査役 株式会社メディアシステム社外監査役 イフジ産業株式会社社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	金堂	義宰	有限会社金堂代表取締役 株式会社のぞみ代表取締役 株式会社ネクスト代表取締役 株式会社アドヴァンス代表取締役 株式会社トラスト代表取締役 株式会社KANADO代表取締役 株式会社KANADO代表取締役 株式会社KM コーポレーション取締役 株式会社Supreme代表取締役
監 査 役	立 石	浩 将	仰星監査法人社員
監 査 役	南谷	博 子	南谷綜合法律事務所所属弁護士

- (注) 1. 取締役岡崇史氏及び取締役桝本美穂氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役金堂義宰氏、監査役立石浩将氏及び監査役南谷博子氏は、社外監査役であります。
  - 3. 取締役桝本美穂氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の 知見を有しております。
  - 4. 監査役立石浩将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 監査役南谷博子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - 6. 当社は、取締役岡崇史氏、取締役桝本美穂氏、監査役金堂義宰氏、監査役立石浩 将氏及び監査役南谷博子氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役については同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務遂行に起因して、株主や会社、第三者から損害賠償請求を提起された場合に被る被保険者個人の経済的損害(損害賠償金や争訟費用等)が補償されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

	報酬等の	報酬等0	対象となる		
役員区分	総額 (百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	84 (7)	84 (7)	_	_	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	_	_	4 (4)

- (注) 1. 上表のうち社外役員6名(社外取締役2名及び社外監査役4名)に対する報酬額は19百万円であります。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の第20期定時株主総会において年額 100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と承認されております。当 該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)です。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の第20期定時株主総会において年額 30百万円以内と承認されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名 です。
  - 4. 取締役の個人別報酬については、代表取締役会長上野英理也が「役員報酬規程」 に基づき個人別報酬の案を作成し、取締役会において報酬決定方針や報酬水準の 妥当性について審議の上、個人別報酬の額を決定しております。 また、監査役の個人別報酬については、監査役の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の兼職状況及び当該兼職先と当社との関係
  - ・取締役岡崇史氏は、株式会社Kアライアンス・ジャパンの代表取締役社長を兼務しております。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役桝本美穂氏は、桝本法律事務所の代表者、メディア総研株式会社の 社外監査役、株式会社メディアシステムの社外監査役及びイフジ産業株式 会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。各兼職先と当社と の間には特別な関係はありません。
  - ・監査役金堂義宰氏は、有限会社金堂、株式会社のぞみ、株式会社ネクスト、株式会社アドヴァンス、株式会社トラスト、株式会社KANADO、株式会社Supremeの代表取締役及び株式会社KMコーポレーションの取締役を兼務しております。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役立石浩将氏は、仰星監査法人の社員を兼務しております。兼職先と 当社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役南谷博子氏は、南谷綜合法律事務所の所属弁護士を兼務しております。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

	取締役会・監査役会への出席状況、発言状況及び
	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 岡 崇史	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、必要に応じて他社経営で培った経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。また、コーポレート・ガバナンス強化にも寄与しております。
社外取締役 桝本 美穂	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、必要に応じて他社経営で培った経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。また、コーポレート・ガバナンス強化にも寄与しております。また、就任期間中に開催された監査役会4回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役 金堂 義宰	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、必要に応じて 前職での経験を活かした発言を行い、監査機能を十分に発揮しまし た。また、監査役会14回すべてに出席し、監査結果についての意見交 換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役 立石 浩将	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、必要に応じて 公認会計士としての経験を活かした発言を行い、監査機能を十分に発 揮しました。また、監査役会14回すべてに出席し、監査結果について の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役 南谷 博子	当事業年度に開催された取締役会のうち、就任後に開催された14回すべてに出席し、必要に応じて弁護士としての経験を活かした発言を行い、監査機能を十分に発揮しました。また、就任後に開催された監査役会10回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 三優監査法人
- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
  - (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第39条第2項に定めておりますが、三優監査法人と責任限定契約は締結しておりません。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

## 業務の適正を確保するための体制(最終改定 2025年6月20日)

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

内部監査室を設置し、当社の内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令及び定款に適合することを確保するとともに、社内諸規程及び運用マニュアルに準じて業務が適正及び効率的に行われていることの検証を行う。加えて、当社代表取締役社長に内部監査状況を報告することで、当社代表取締役社長は改善指示を行う。また、当社監査役は重要な会議に積極的に出席するとともに、独立的な意見具申を行うほか、内部監査室や監査法人と連携をとり業務監査や会計監査を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報に関しては、法令や文書管理規程をはじめとす る社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保管及び管理を行う。取締役 及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社の横断的なリスク状況の監視は、当社のリスク管理委員会を中心に全部署 が連携して行うとともに、リスク管理規程及び職務権限規程に基づく権限の範囲 内で、各部門の所管業務に付随するリスク管理は、同委員会が行う。また、リス ク管理の観点から、適宜社内規程の制定及び改定を実施する。内部監査室はこれ らの適切性、有効性を確認する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社では、迅速かつ的確な経営判断を行うため、毎月1回の取締役会を開催す るほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、業務の適正な運営と効率 化を図るため、取締役会の下に取締役及び各部門責任者等から組織される本部連 絡会議を設置することで、職務が常に適正かつ効率的に執行できる体制をとる。
- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項当社は、必要に応じ監査役が求めた場合には監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、そのスタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、当該監査役スタッフの任命・解任・人事異動、人事評価及び賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

(6) 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役又は使用人等は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を遅滞、遺漏なく報告する。また、監査役監査に必要とする事項に関しても、適宜報告を行う。

当社は、当社監査役への報告を行った当社の取締役又は使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人等に周知徹底する。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する体制

当社は、当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用の支出を求めた場合、当該監査役の請求に応じてこれを支出する。会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、代表取締役社長及び各取締役との意見交換を定期的に行うととも に、当社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締 役会をはじめその他の重要な会議へ出席する。また、会計監査を行っている監査 法人から随時報告を受ける場を設けるとともに、監査に関する情報交換を積極的 に行う。
- (9) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

管理本部及び内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

## (10) 反社会的勢力排除に向けた体制

管理本部を統括部署とし、反社会的勢力からの利益供与や民事介入等の不当要求に屈しない体制を構築する。新規取引先との取引開始に際しては、外部調査機関を活用し排除を行う。株主の属性判断に際しては、所轄警察署及び福岡県警察本部、顧問弁護士等の外部専門機関と連携することで、反社会的勢力への対策を整備する。また、福岡県企業防衛対策協議会に所属し、定期的に反社会的勢力に対する各種の指導を受けるとともに、情報の共有化を積極的に行う。不良情報等は、管理本部から全社へ伝達することにより、全社的に反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図る。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記の体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」に基づき、内部統制評価を実施いたしました。また、「第29期監査実施計画」に基づき、当社及び会社の内部監査を実施しました。
- ②取締役会は、毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催いたしました。取締役会においては、経営上の重要事項は全て審議され、業績の進捗状況等についても詳細な報告が行われております。また、取締役会には、監査役3名(社外監査役3名)が毎回出席し、独立的な立場からの意見具申を行っております。
- ③代表取締役社長直属の内部監査室(2名)を設置し、第29期監査実施計画に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況や職務執行の手続き及び内容の妥当性につき内部監査を実施いたしました。監査結果は随時、当社代表取締役社長に報告され、必要に応じて被監査部門に対して是正・改善指導を行っております。
- ④当社代表取締役社長が指名する役員6名及び各本部の本部長又は副本部長5名で構成されるリスク管理委員会において、重要なリスクに対する取組みの管理及びリスク管理の推進、内部統制の運用、コンプライアンスの徹底について審議を行い、必要に応じてその内容を内部監査室に報告いたしました。
- (注)本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	569, 122	流動負債	239, 236
現金及び預金	388, 954	買掛金	4,673
売 掛 金	147, 137	1年以内返済予定長期借入金	18, 720
契 約 資 産	8, 508	未 払 金	13, 805
仕 掛 品	2, 891	未 払 費 用	120, 853
貯 蔵 品	261	未 払 法 人 税 等	6, 590
未 収 入 金	6,970	未 払 消 費 税 等	26, 852
前 払 費 用	10, 388	契 約 負 債	14, 479
そ の 他	4,635	預 り 金	32, 196
貸 倒 引 当 金	$\triangle 625$	そ の 他	1,064
固定資産	131, 117	固定負債	87, 600
有形固定資産	15, 146	長期借入金	87,600
建物	9,808	負 債 合 計	326, 836
車 両 運 搬 具	0	純資産の部	
工具、器具及び備品	5, 338	株主資本	373, 403
無形固定資産	16, 199	資本金	198, 925
ソフトウエア	6,840	資本剰余金	164, 625
ソフトウエア仮勘定	9, 248	資 本 準 備 金	164, 625
電 話 加 入 権	110	利益剰余金	18, 676
投資その他の資産	99, 771	利 益 準 備 金	40
長期前払費用	1, 996	その他利益剰余金	18, 636
保 険 積 立 金	21, 305	繰越利益剰余金	18, 636
敷金及び保証金	36, 048	自己株式	△8, 823
従業員長期貸付金	862		
繰 延 税 金 資 産	33, 543		
そ の 他	6, 014	純 資 産 合 計	373, 403
資 産 合 計	700, 239	負 債 純 資 産 合 計	700, 239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年6月1日から) 2025年5月31日まで)

(単位:千円)

- A1				il me
科	目		金	額
売 上	高			1, 719, 341
売 上 原	価			1, 102, 040
売 上 総	利	益		617, 300
販売費及び一般管	理 費			580, 775
営業	利	益		36, 525
営 業 外 収	益			
受取	利	息	152	
受 取 配	当	金	40,000	
保 育 事 氵	業 収	益	52, 909	
雑    収		入	1, 596	94, 657
営 業 外 費	用			
支払	利	息	1, 407	
保 育 事 氵	業費	用	54, 057	
地代	家	賃	5, 402	60, 867
経常	利	益		70, 316
特 別 利	益			
関係会社株	式 売 却	益	1, 550	1, 550
特 別 損	失			
減損	損	失	1, 509	1, 509
税 引 前 当 期	純 利	益		70, 356
法人税、住民税	及び事業	税	4, 631	
法人税等	調整	額	6, 295	10, 927
当期純	利	益	, =00	59, 429

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から) 2025年5月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本剰余金		禾	利益剰余金				
	資本金	資本	資本剰余金	利益	£   \(\frac{1}{1}\) \(\frac{1}{1}\) \(\frac{1}{1}\)	利益 <b>自己</b> <b>剩</b> 余金 株式	株主資本	純資産 合計	
		準備金	合計	準備金	繰越 利益 剰余金	剰余金 合計	,,,,	計	
2024年6月1日 残高	198, 925	164, 625	164, 625	40	△40, 793	△40, 752	△8, 823	313, 974	313, 974
事業年度中の変動額									
当期純利益					59, 429	59, 429		59, 429	59, 429
事業年度中の変動額 合計	_	_	_	_	59, 429	59, 429	_	59, 429	59, 429
2025年 5 月 31 日 残高	198, 925	164, 625	164, 625	40	18, 636	18, 676	△8, 823	373, 403	373, 403

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

• 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下 げの方法により算定)によっております。

• 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価 切下げの方法により算定)によっております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産

定率法によっております。但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、費用処理しております。

②ソフトウエア

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

• 一般債権

貸倒実績率法によっております。

- ・貸倒懸念債権及び破産更生債権等 個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、当社取引に関する支払条件は、通常、1年以内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### SES事業及びソリューション事業

SES事業及びソリューション事業においては、主に受注制作によるソフトウエアの開発、ITエンジニアの役務提供を行っております。請負契約による取引については、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、その進捗を発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)により見積り、収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。派遣契約、準委任契約等による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を契約に基づき按分して収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

#### 繰延税金資産

繰延税金資産については、将来の経営計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の見積りは、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌事業年度以降の計画等、一定の見積り及び仮定に基づいております。課税所得が生じる時期及び金額は、当社が現在入手している情報及び合理的と判断する一定の前提に基づき作成したものであり、予想につきましては様々な不確定要素が内在しておりますので、翌事業年度において実績が計画を下回った場合には、将来の課税所得の見積りに重要な影響を及ぼし、その結果として繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。当事業年度においては、繰延税金資産として33.543千円を計上しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 63,142千円 (注)なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 取得原価から直接減額している圧縮記帳額 27,400千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越限度額総額300,000千円借入実行残高-千円差引額300,000千円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高776千円関係会社への売上高176千円関係会社からの業務委託料600千円営業取引以外による取引高40,000千円関係会社からの受取配当金40,000千円

(注)当社は、2024年12月2日付で連結子会社であった株式会社匠工房の全株式を 譲渡いたしました。このため、関係会社であった期間の取引金額を記載して おります。

## (2) 減損損失

当事業年度において、開発用サーバ機器について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,509千円)として特別損失に計上いたしました。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種		の種類		当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
株式の	ク種類	り 性 :	) 種類	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	期末の株式数
普	通	株	式	986,000株	一株	一株	986,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種		の種類		当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
175	株式の種	重類	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	期末の株式数	
普	通	株	式	46,000株	-株	-株	46,000株

- (3) 配当に関する事項
  - ①配当金支払額 該当事項はありません。
  - ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 8 月 28 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4, 700	5. 00	2025年5月31日	2025年8月29日

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、経営状況が健全な金融機関の預金等に限定しており、運転資金については、自己資金及び銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引及び投機的な取引は行わない方針であります。

## ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金については、主に運転資金に係る資金調達であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、管理本部及び各事業部門における営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 2025年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
従業員長期貸付金 (1年以内に回収予 定のものを含む)	2, 243	2, 188	△54
資産計	2, 243	2, 188	△54
長期借入金(1年以 内返済予定の長期借 入金を含む)	106, 320	102, 850	△3, 469
負債計	106, 320	102, 850	△3, 469

- (注)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場 において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負

債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の

インプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定し

た時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ①時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- ②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)					
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
従業員長期貸付金						
(1年以内に回収予	_	2, 188	_	2, 188		
定のものを含む)						
資産計	_	2, 188	_	2, 188		
長期借入金(1年以						
内返済予定の長期借	_	102, 850	_	102, 850		
入金を含む)						
負債計	_	102, 850	_	102, 850		

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 従業員長期貸付金(1年以内に回収予定のものを含む)

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標による利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

元利金の合計額と、当該借入金の残存期間及び国債の利回り等適切な指標による利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(2025年5月31日) 9

当事業年度

繰延税金資産	
未払事業所税	873千円
未払事業税	1,488
未払費用	28, 120
繰越欠損金	1, 130
減損損失	3, 780
敷金償却	3, 274
その他	1,573
繰延税金資産小計	40, 242
評価性引当額	△6, 698
繰延税金資産合計	33, 543

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	SES事業	ソリューション 事業	合計
一時点で移転される財	_	169, 837	169, 837
一定の期間にわたり移 転される財	1, 533, 759	15, 744	1, 549, 503
顧客との契約から生じる収益	1, 533, 759	185, 582	1, 719, 341
その他収益	_	_	_
外部顧客への売上高	1, 533, 759	185, 582	1, 719, 341

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上 基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度 以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
  - ①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	145,375千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	147, 137
契約資産 (期首残高)	_
契約資産 (期末残高)	8, 508
契約負債 (期首残高)	8,020
契約負債(期末残高)	14, 479

契約資産は、主にソリューション事業における顧客との契約について、進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。 契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にソリューション事業における「OFFICE DOCTOR」サービスに対する前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当該契約負債については、1年以内に収益に認識しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

397円24銭

(2) 1株当たり当期純利益

63円22銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

メディアファイブ株式会社

取締役会御中

三優監査法人 福岡事務所

指定社員

公認会計士 植木 貴官

業務執行社員指定社員

業務執行社員 公認会計士 見寺 卓也

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディアファイブ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減する ためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討 いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべ き事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月22日

 メディアファイブ株式会社
 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 金堂
 義宰
 印

 監査役(社外監査役)
 立石
 浩将
 印

 監査役(社外監査役)
 南谷
 博子
 印

以上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

第29期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案 いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1株につき金5円 配当総額 4,700,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年8月29日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況)	所有する 当社株式 の数
1	うえの えりや 上 野 英理也 (1959年9月17日生)	1988年4月 タウ技研株式会社(現 株式会社ユビテック)入社 1988年11月 アイテル株式会社入社 1994年3月 日本電算株式会社入社 1996年6月 当社設立、代表取締役社長就任 2007年6月 当社代表取締役社長兼累 I 事業部長兼経営情報室長就任 2019年6月 当社代表取締役社長兼S I 本部長就任 2011年6月 当社代表取締役社長兼S I 本部長就任 2012年6月 当社代表取締役社長兼S I 本部長就任 2015年6月 当社代表取締役社長兼保用・育成本部長就任 2015年6月 当社代表取締役社長兼財・育成本部長就任 2016年6月 当社代表取締役社長兼財・百成本部長就任 2017年6月 当社代表取締役社長兼財・0 B ソリューション本部長就任 2017年6月 当社代表取締役社長兼財・0 C ソリューション本部長就任 2018年6月 当社代表取締役社長兼エンジニア本部長就任 2019年9月 当社代表取締役社長兼エンジニア本部長就任 2021年7月 当社代表取締役社長兼人事本部長就任 2021年7月 当社代表取締役会長兼人事本部長就任 2022年8月 当社代表取締役会長、1現任)	228, 600株

(取締役候補者とした理由)

当社の代表として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。IT業界における豊富な経験及び企業経営者としての実績を十分に有しており、当社の継続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き代表取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況)	所有する 当社株式 の数
2	かわの いぶき 河 野 活 (1971年4月20日生)	1996年4月 財団法人日本缶詰検査協会(現 一般財団法人食品環境検査協会)入社 1999年5月 双葉産業株式会社入社 2000年7月 碓井町商工会(現 嘉麻市商工会)入所 2006年12月 当社入社 2009年6月 当社入社 2012年6月 当社内部監査室長就任 2013年6月 当社内部監査室長就任 2013年9月 当社内部監査室長兼社長室長就任 2015年8月 当社下のBソリューション本部部長就任 2015年8月 当社下のBソリューション本部部長就任 2015年8月 当社取締役管理本部長兼社長室長就任 2015年8月 株式会社匠工房取締役就任 2015年8月 株式会社ダブルスキル代表取締役会長就任 2016年3月 株式会社ダブルスキル代表取締役会長就任 2016年3月 株式会社ダブルスキル清算人就任 2019年9月 当社取締役就任 2022年7月 当社取締役就任 2022年8月 当社代表取締役社長就任(現任)	3, 200株

#### (取締役候補者とした理由)

2022年8月に当社代表取締役社長に就任し、企業経営者として当社の経営に貢献しております。豊富な経験及び優れた経営執行能力を有しており、当社の経営戦略の遂行において適切な人材であることから、引き続き代表取締役候補者としております。

/ * / 3 *	0) D C C N J C N C		7 III II C O (1- ) 01 / 0	
		2000年4月	株式会社サクセス入社	
	おか たかし	2002年10月	川邊事務所入所	
3	- おか たかし - 岡 - 崇 史	2007年1月	株式会社Kアライアンス・ジャパン入社	
3		2011年5月	株式会社Kアライアンス・ジャパン代表	— <sub>1</sub> *
	(1977年5月16日生)		取締役社長就任(現任)	
		2022年8月	当社社外取締役就任 (現任)	

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

他社の取締役に就任していた経緯から、豊富な経験及び企業経営に関する幅広い知見を有しており、取締役会の機能強化に適切な人材であることから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職状況)	所有する 当社株式 の数
4	ますもと みほ 桝 本 美 穂 (1974年9月23日生)	2006年10月 弁護士登録 鴻和法律事務所入所 2008年4月 財務省福岡財務支局入局(任期付公務 員) 2010年8月 新星法律事務所入所 2016年8月 当社社外監査役就任 2019年10月 メディア総研株式会社社外監査役就任 (現任) 2022年1月 桝本法律事務所代表者就任(現任) 2022年9月 株式会社メディアシステム社外監査役就任(現任) 2023年6月 イフジ産業株式会社社外取締役(監査等 委員)就任(現任) 2024年8月 当社社外取締役就任(現任)	一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての知識及び経験等を有していることに加え、過去に当社の社外監査役に就任していた経緯から、当社に対する豊富な経験及び幅広い知見を有しており、取締役会の機能強化に適切な人材であることから、社外取締役候補者としております。

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 岡崇史氏及び桝本美穂氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況」に記載のとおりです。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 4. 社外取締役としての独立性及び責任限定契約について
    - (1) 岡崇史氏及び桝本美穂氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
    - (2) 岡崇史氏及び桝本美穂氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者 又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありま せん。
    - (3) 岡崇史氏及び桝本美穂氏は過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員となったことはありません。

(4) 責任限定契約について

当社は、取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責 任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。 岡崇史氏及び桝本美穂氏は、当社との間で責任限定契約を締結してお り、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を 継続する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

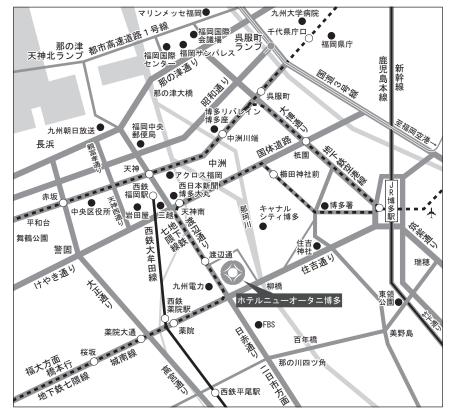
- ①取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときとする。
- 5. 社外役員在任期間について
  - (1) 岡崇史氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  - (2) 桝本美穂氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 6. 独立役員について

当社は、岡崇史氏及び桝本美穂氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。岡崇史氏と桝本美穂氏の再任が承認された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定です。

以上

## 株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号 ホテルニューオータニ博多 3階 「ローズルーム」 TEL 092-714-1111



天神、三越、大丸(エルガーラ)より徒歩12分 西鉄「薬院駅」北口より徒歩7分 地下鉄七隈線「渡辺通駅」より徒歩1分 JR博多駅より車で約7分 福岡空港より車で約35分